

名松線を元気にする会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、名松線を元気にする会という。

(事務所)

第2条 この会の所在地は、三重県津市美杉町奥津1288-1に置く。

(目的)

第3条 この会は、名松線をバス転換でなく、鉄道のまま残すためには何が必要であるかを考え、再び廃止論が出ないよう活動に取り組むことで、その利用者を増加させ、沿線地域の振興と活性化を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 名松線及び地元の特産物・観光資源等をもって地域を活性化させる活動
- (2) 地域主催行事への参加
- (3) インターネットを活用した全国向けの情報発信活動
- (4) PRグッズ等の製作
- (5) 他の鉄道会社におけるユニークな事例の研究・視察旅行
- (6) 他の鉄道会社に関する類似団体との交流
- (7) 関係機関への要望

(事業)

第5条 この会は、第4条の活動を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地元活性化事業
- (2) 地域主催行事参加事業
- (3) 情報発信事業
- (4) PRグッズ製作事業
- (5) 先進事例調査研究・視察事業
- (6) 他の鉄道会社に関する類似団体交流事業
- (7) 要望活動

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 会員は本会の趣旨に賛同した者で、種別は運営会員と賛助会員とする。定例会に出席もしくは同会議録の送付を希望する場合は運営会員とする。

(入会)

- 第7条
- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、会長は入会を認めなければならない。
 - 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条
- 1 運営会員の会費は年2,000円以上とする。また、賛助会員の会費は年1,000円以上とする。
 - 2 納入済の会費は、原則これを返還しない。

(退会)

- 第9条
- 1 会員は、口頭又は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。
 - 2 会費を滞納した会員は、原則として退会となる。ただし、追納することにより過去に遡って会員の資格を回復できる。
 - 3 会の運営に支障をきたす言動があった会員に対しては、役員3分の2以上の同意をもって当該会員を退会させることができる。

(会費の返還)

第10条 削除

第3章 役員

(種別及び選任)

- 第11条
- 1 この会に、次の役員を置く。
会長 1名、副会長 1名、理事 若干名、会計 1名、監事 1名
 - 2 役員は、会員の中から総会の決議により選任する。

(任務)

- 第12条
- 1 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事は、会長を補佐し、会の活動などの企画及び広報を行う。
 - 3 会計は、会の会計事務を行う。
 - 4 監事は、会計事務監査を行う。

(任期等)

第13条 1 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。

第4章 会議

(種別)

第14条 1 会議は役員会及び定例会とする。

2 役員会は、役員をもって構成する。

3 定例会は、会員をもって構成する。

(総会)

第15条 削除

(役員会)

第16条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画と予算計画

(3) 役員の選任又は解任

(4) その他必要な事項の決定

(定例会)

第17条 定例会は、次の事項を決議する。

(1) 事業の具体的な企画立案と運営

(2) 会則の変更の承認

(3) 事業計画及び収支予算の承認並びに変更

(4) 役員の選任又は解任の承認、その他運営に関する重要な事項の承認

(5) 事業報告及び収支決算の承認並びにその変更

(6) その他必要な事項の決定

(開催)

第18条 1 削除

2 削除

3 役員会は、必要なきに随時開催する。

4 定例会は、原則毎月1回開催する。

(会議の成立要件)

第19条 役員会は、役員の過半数の出席によって成立するものとし、定例会は特にこれを定めない。

(議長)

第20条 役員会及び定例会の議長は会長、又は会長の指名したものがこれにあたる。

(議決)

第21条 会議の議事は、出席した会員又は役員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計)

第22条 1 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第5章 会則の変更等

(会則の変更)

第23条 この会が会則を変更しようとするときは、役員会及び定例会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を得なければならない。

(委任)

第24条 この会則に定めのない事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

この会則は、平成22年8月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成23年7月2日から施行する。

(附則)

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成27年5月24日から施行する。

(附則)

この会則は、平成28年3月13日から施行する。

(附則)

この会則は、平成28年6月26日から施行する。

(附則)

この会則は、平成29年6月25日から施行する。